

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和4年08月30日	救急救命士養成事業の委託	18,280,900		18,214,900	消防局消防学校教育管理課	一般社団法人京都医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和4年07月07日	京都市消防局本部庁舎整備工事 ただし、自動火災報知設備改修工事	29,987,000		30,341,300	消防局総務部施設課	ホーチキ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
003	令和4年10月14日	消防活動総合センター通信鉄塔頂部設備点検整備委託	9,900,000		9,900,000	消防局総務部施設課	NECネットエスアイ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和4年10月27日	回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備（追加整備）	11,572,000		11,572,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和4年10月31日	消防業務端末設定業務委託	8,800,000		8,800,000	消防局警防部情報指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和4年12月14日	令和4年度高規格救急自動車（6台）の更新に伴う車載型無線装置等整備委託	8,749,800		8,749,800	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和5年02月01日	回転翼航空機（JA02FD：あたご）整備用交換部品（ジャイロコンパス）の購入	7,040,000		7,040,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
救急救命士養成事業の委託
- 2 担当所属名
消防局消防学校教育管理課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年6月30日
(変更後) 令和5年2月27日
- 4 履行期間
令和4年8月23日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 18,280,900円
(変更後) 18,214,900円
- 7 契約内容
救急救命士養成教育に関する事項のうち、医師及び看護師による講義、臨床実習を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
講義数が減少したため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
救急救命士法に基づいて実施する救急救命士養成教育には極めて専門的な内容の教育が必要であり、講義及び実習に必要な救急医療機関及び医師等を円滑に確保することができるのが一般社団法人京都府医師会のみであるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市消防局本部庁舎整備工事
ただし、自動火災報知設備改修工事
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年7月7日
(変更後) 令和5年3月6日
- 4 履行期間
令和4年10月1日～令和5年3月31日(着工命令から6カ月以内)
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地
ホーチキ株式会社 京都支社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 29,997,000円
(変更後) 30,341,300円
- 7 契約内容
自動火災報知設備の改修(更新)工事
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
工事着手後の詳細調査により、一部の感知器の取付位置を既設位置から消防法に則った位置に変更する必要があることが判明したため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本工事は京都市消防局本部庁舎に設置されている自動火災報知設備を更新するものである。
当該設備は、機器の取り付け方や、製造技術が製造業者独自のノウハウにて工事されており、他社製品との互換性は保証されていない。
事故や誤作動等を防止する観点から、当該設備製造者であるホーチキ株式会社と、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき、随意契約を行う。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防活動総合センター 通信鉄塔頂部設備点検整備委託
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和4年10月14日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
9,900,000円
- 7 契約内容
消防活動総合センターの通信鉄塔に設置されている航空障害灯等の重要設備の点検等を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、通信鉄塔に設置された航空障害灯の交換や重要設備等の点検等を行うもので、通信鉄塔には通信機器等の他の重要設備も設置されていることから、高所に設置されている設備の点検等には、これらの通信機器等を熟知していることに加え、高度な技術を要する。
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店は、消防活動総合センター2次整備において通信鉄塔を設計・建築し、通信機器等の設置を行っていることから、当該業者は通信鉄塔の設備について熟知していることに加え、高所作業等の高度な技術対応が可能で、かつ早期に本委託業務を実施することができる。
以上のことから、NECネットエスアイ株式会社 京滋支店を選定するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備（追加整備）
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和4年10月27日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和4年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
11,572,000円
- 7 契約内容
回転翼航空機耐空証明検査前整備（追加整備）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防業務端末設定業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和4年10月31日
- 4 履行期間
令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
消防業務用のパソコン80台について、消防業務システム利用のために必要なソフトウェアのインストール及び設定を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
更新のため新規購入した消防業務用パソコン80台について、消防業務システム利用のために必要なソフトウェアのインストールおよび設定を実施するものである。
消防指令システムの著作権及びデータベース構造、連携インターフェース等に関連する技術情報は、開発納品した株式会社D T S W E S Tが排他的権利として有しており、当該業務を履行することが可能な業者は株式会社D T S W E S Tに限られることから、同社と契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度高規格救急自動車（6台）の更新に伴う車載型無線装置等整備委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和4年12月14日
- 4 履行期間
令和5年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,749,600円
- 7 契約内容
令和4年度の救急車更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
車載型無線装置及び車載端末装置は、消防用車両等に積載されており、指令センターとの通信、車両の動態管理、位置情報等のデータを伝送及び出動対象の災害指令の送受信を行う重要な装置である。
令和4年度の救急車更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行う際に車両データの設定調整が必要となる。
車載型無線装置及び車載端末装置の車両データの設定調整には、本装置の機能、構造を把握していなければ行えず、製造業者のみが有する技術情報が必要となることから、製造業者である日本電気株式会社でしか行えないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（JA02FD：あたご）整備用交換部品（ジャイロコンパス）の購入
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和5年2月1日
- 4 履行期間
令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
7,040,000円
- 7 契約内容
回転翼航空機整備用部品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他